様式第１０号（第５条関係）

合併処理浄化槽設置工事請負契約書

収入印紙

貼 付 欄

第１条　発注者　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）及び合併処理浄化槽工事業者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、結城市浄化槽設置費補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第２条　この契約は、次に掲げる工事に適用される。

　工事の場所　　結城市

　工事の期間　　　　　　　年　　　月　　　日～　　　　　年　　　月　　　日

　設置する合併処理浄化槽

　　　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第４条第１項の規定による

構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０

パーセント以上、放流水のＢＯＤが２０ｍｇ／ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとこ

ろの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽工事の請負金額及び支払方法

請負金額　　　　　　　　　　　　　　　　円（内消費税　　　　　　　　　円）

支払方法　　　１　現金　　　２　その他（　　　　　　　　　　　）

第３条　乙はこの契約と添付図面等に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金の支払を完了する。

第４条　乙はこの契約に係る工事を法第２９条第３項に従い、

浄化槽設備士

浄化槽設備士免状番号　第　　　　 　　　　　　　号に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第５条　甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲及び結城市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

第６条　乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲及び結城市長に届け出た浄化槽工事登録のある者に下請けさせる場合はこの限りではない。

第７条　乙は、法第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び結城市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第８条　甲は、やむを得ない場合には、乙に対し工事内容を変更し、又は工事の着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

２　前項による変更、延期又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第９条　乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。

この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第１０条　第８条又は前条により、工期の変更その他予定の工事内容に変更が生じた場合は、甲は遅滞なく市長に対して補助金交付申請に係る変更承認申請を行い、その承認を受けなければならない。

第１１条　工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担による。

第１２条　乙は、工事のために第三者に損害を及ぼした場合は、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第１３条　乙は、工事完了後に工事関係書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第１４条　甲は、工事が本契約の規定又は第７条に定める基準に適合しない（以下、「契約不適合」という。）と認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその契約不適合の修補を請求することができる。

２　甲は、法第７条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

３　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、請求することができない。

第１５条　契約不適合の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後５年以内に行わなければならない。

第１６条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は、催告その他何らの手続を要せずこの契約を解除することができる。

（１）合併処理浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続が受理されず、又は認められないとき。

（２）工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される契約不適合が発見されたとき。

２　前項により、この契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第１７条　甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは催告その他何らの手続を要せず、この契約を解除することができる。この場合甲は、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第１８条　次の各号のいずれかに該当するときは、乙は催告その他何らの手続を要せず、この契約を解除することができる。

（１）第８条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が、１０日以上続いたとき。

（２）甲が、請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

（３）甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

第１９条　第１６条、第１７条又は前条によりこの契約が解除された場合は、甲は、滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

第２０条　乙の責に帰すべき事由により、第２条による引渡し期日（工期が変更された場合は変更後の工期に基づいて定められる引渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は、遅延日数１日につき請負代金の総額の　　分の１の違約金を乙に請求することができる。

２　甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わない場合は、乙は、当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩　　　銭の割合による遅延損害金を甲に請求することができる。

第２１条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

　　以上契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保有する。

　　また、結城市浄化槽設置費補助金の交付申請に当たり、本書の写し１通を申請書に添付するものとする。

　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 甲 | 発注者 | 住　所 |  | |
|  |  | 氏　名 |  | 印 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 乙 | 工事業者 | 住　所 |  | | |
|  |  | 氏　名 |  | | 印 |
|  | （浄化槽工事業登録番号： | | |  | ） |
|  | 又は届出番号： | | |  | ） |